

入会金及び会費規程

制定	53.12.20	一部改正	2.4.27
一部改正	54.5.30		7.6
	56.5.29	全面改正	16.5.31
全面改正	元.5.31		

(目的)

第1条 この規程は、社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「協会」という。）定款第8条の規定に基づき、協会の入会金及び会費について定める。

(入会金)

第2条 正会員に対する入会金は、別表の左欄に掲げる会員の区分及び単位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入会金の金額とする。

2 賛助会員に対する入会金は、協会本部に係るものについては3万円とし、協会各支部（以下「支部」という。）に係るものについては、支部において別に定めるところによる。

3 会員が別表の会員の区分のいずれに属するかについて、疑義を生じたときは、協会の会長が決定する。

(会費)

第3条 正会員に対する会費は、年会費とし、その額は、別表の左欄に掲げる会員の区分及び単位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年会費の金額とする。

2 賛助会員に対する会費は、協会本部に係るものについては年額3万円とし、支部に係るものについては、支部において別に定めるところによる。

(年度途中の入会者の会費)

第 4 条 年度途中において入会した会員の会費は、第 3 条による年会費を月割により計算した額 (入会月を含め計算し、月割額に百円未満の端数のあるときは月単位で切り上げる。) とする。

(会費の納入)

第 5 条 会費の納入は、原則として毎年 6 月末日までに、当該年度の会費を納入するものとする。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めたときは、これによらないことができる。

2 年度の途中において入会した会員の会費の納入は、定款第 7 条の規定に基づく入会手続きと同時にを行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

2 入会金及び会費規程 (昭和 5 3 年 1 2 月 2 0 日決定) 及び支部に関する規程 (昭和 5 6 年 7 月 1 6 日付け建荷総発第 2 4 号) 第 9 条に基づき、各支部において定められた入会金及び会費に係る規程等は、それぞれ平成元年 3 月 3 1 日限り効力を失うものとする。

3 この規程の改正部分は、平成 2 年 3 月 2 0 日から適用する。

4 この規程の改正部分は、平成 2 年 5 月 1 7 日から適用する。

5 この規程の改正部分は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、改正前の地方会員が引き続き正会員に移行する場合の入会金については、既に納入したものとみなす。

別表

会員の区分及び単位			会費等(単位万円)		
定款第6条 (1)の列記別	区 分	単 位	入会金	年 会 費	
	対 象 業 種			年 間 検 査 台 数	
イ	・ 検査業	登録の検査事務所 ただし、都道府県内は一括適用可	5		10,000台以上
				5,000～9,999台	1 2
				4,000～4,999台	1 1.5
				3,000～3,999台	1 1
				2,000～2,999台	1 0.5
				1,000～1,999台	9.5
				500～999台	8.5
				300～499台	7.5
				100～299台	6.5
				30～99台	5.5
				10～29台	5
1～9台	4				
	0台	3			
ロ、ハ、ニ及びホ	・ 製造業(建機・フォークリフトメーカー) ・ 部品製造業(建機・フォークリフト部品メーカー)	本社等管理部門	10	1 5	
	・ 建設業 ・ 荷役業 ・ 製造工業 ・ リース・レンタル業 ・ その他	本社、工場、支社、支店及び有期工事現場等労働安全衛生法適用事業場 ただし、建設荷役車両のリース・レンタル業にあっては、都道府県内は一括適用可	5	6	
	同一都道府県における2事業場目以降の事業場		3	3	

備考 1 1 単位事業場が2以上の「会員の区分」に該当する場合は、主として行う事業に該当する「会員の区分」とする。

2 「年間検査台数」は、平成17年度以降については平成13年度、14年度及び15年度の3年度期間中の検査業検査に係る平均年間検査台数とし、その後は概ね4年ごとに見直すものとする。

ただし、平成13年度以降に登録をした検査業者にあっては、登録後の平均年間検査台数とし、登録期間が1年を満たない場合の「年間検査台数」は「10～29台」の区分とする。